

受付時間表

相談種別	月	火	水	木	金
相談受付	9:00~17:00				
専門相談	法律				第1~3金曜日 (月2、3回) 13:30~15:30 ※予約制
	医療(認知症)			第4木曜日 13:30~15:30 ※予約制	
	保健・介護	9:00~17:00			

問い合わせ先
宮城県社会福祉協議会 総合相談センター **022-223-1165**

Q&A くらしの相談

回答 ▶▶▶ 宮城県社会福祉協議会 総合相談センター

撃退!! 悪質商法

ほかには、どのような悪質商法があるのでしょうか?



Q 私は80歳で一人暮らしをしています。最近、よく訪問販売の人が訪れます。高額商品や家屋の点検、改修などを勧めてきます。わが家は相当年月が経過した家なので、ついその気になってしまいます。悪質商法による被害もよくあると聞きますが、どのように対応したらいいのでしょうか?

A 一人暮らしは、何かと不便や不安を感じられ、大変なことが多いかと思えます。訪問販売が全て悪質商法というわけではないですが、十分に注意する必要があります。訪問セールスが来たら、まず、この誰が何のセールスに来たのか確認します。購入意思がなければ、早めにきっぱり断るのが大切です。長々と説明を聞くと、断りづらく、買う羽目になります。高額商品や住宅改修工事の契約などは即断せず、家族や近所の人に意見を聞きましょう。価格が妥当かどうか、素人には簡単に判断できません。何人かの人に相談してから決めることをお勧めします。

Q 悪質商法の手口は年々巧妙になり、種類も携帯電話やパソコンを使うなど複雑になっていきます。高齢者が多く被害に遭っているものを、いくつか紹介します。

・点検商法：家屋の点検と称して訪問し、床下に潜り込んでシロアリやゴキブリなどを、または屋根に登って雨漏りなどを指摘し、防虫剤や換気扇、瓦工事などを勧める商法です。

・催眠商法：「粗品プレゼント!」「日用品を格安で提供!」と言って勧誘し、閉め切った会場に人(特に高齢者)を集め、日用品などを無料で配るか格安で販売し、得した気分させて雰囲気盛り上げ、最後に高額な商品を契約させる商法です。

対策：一人ですぐに契約しない。会社名や担当者名前が書いてある名刺などを受け取り、周囲の人に相談したり、十分に時間をかけて考えたりしましょう。

・利殖商法：もうかることを強調して為替相場、商品先物取引などを契約させる商法です。電話や訪問で「損はさせない」「必ずもつかる」「毎月配当が入る」「元本保証」などと言って勧誘し、大金を支払う契約を結ばれます。

対策：取引の仕組みや危険性が理解できない場合は契約せず、はっきりと断ります。「うまい話」「もうかる話」は、まず疑ってかかりましょう。



総合相談センターでは、法律相談に乗ったり、最寄りの消費生活センターを案内したりしています。お気軽に電話でご相談ください。

LIFE みやぎ

2012年12月13日発行 冬号

3・6・9・12月の20日発行
宮城県のシニア世帯に10万部配布しています。

発行/社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目2-3
TEL.022-223-1171 FAX.022-223-1151
企画編集/河北新報社 協力/宮城河北会
〒980-8660 仙台市青葉区五橋1-2-28

記事に関するお問い合わせは
☎022(223)1171 FAX.022(223)1151

広告に関するお問い合わせは
河北新報社営業本部営業部 ☎022(211)1318

編集後記

厚生労働省は、介護を受けたり寝たきりになったりせず、制限なく健康な日常生活を送ることが可能な期間を示す「健康寿命」が、2010年で男性70.42歳、女性73.62歳だったとする算出結果を提示しました。厚労省が「健康寿命」を算出したのは、初めてのことであります。

一方、厚労省は、2010年の平均寿命が男性79.64歳、女性86.39歳と推計していて、健康寿命との差は男性9.22年、女性12.77年でした。男女の平均寿命の差が6.75年に対し、健康寿命の差が3.2年しかありません。平均寿命と健康寿命との差は日常生活に制限がある「不健康な期間」で、この差が拡大すれば医療費や介護給付費の多くを消費する期間が増大する、としています。

医学の進歩などにより、日本人の平均寿命は年々延びています。併せて健康寿命も延びていき、平均寿命と健康寿命の差が縮まり、できればその差がなくなっていくことを期待したいものです。

(S.S)